

## 第〇回山形県高等学校総合文化祭実行委員会事務局規程

第1条 この規程は、第〇回山形県高等学校総合文化祭実行委員会規程第7条によって定める。

第2条 事務局に次の専門部を置く。

- 1 総務部
- 2 式典部
- 3 ステージ部門
- 4 展示部門
- 5 競技部門

第3条 各専門部は次の事業を行う。

- 1 総務部
  - (1) 総合企画、庶務に関する事。
  - (2) 予算、決算、物品購入、支払いに関する事。
  - (3) その他各部に属さない事項。
- 2 式典部
  - (1) 総合開会式に関する事。
- 3 ステージ部門
  - (1) ステージ部門に関する事。
- 4 展示部門
  - (1) 展示部門に関する事。
- 5 競技部門
  - (1) 競技部門に関する事。

第4条 事務局に次の職員を置く。

- 1 事務局長 1名
- 2 事務局次長 若干名
- 3 部長 各1名
- 4 副部長、部員 若干名

第5条 事務局長は事務局を統括する。

事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

部長、副部長、部員は、それぞれの所属の業務を処理する。

第6条 この規程に定めない事項については、事務局長が実行委員長と協議のうえ処理する。

### 附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行し、本大会の業務一切が終了するまで適用する。